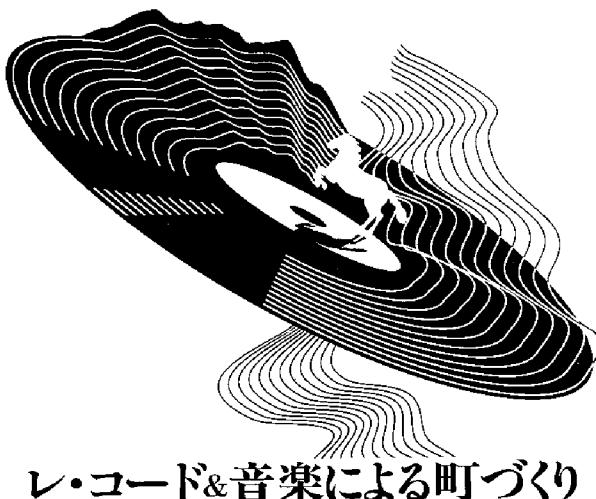


第2期
新冠町子ども・子育て支援事業計画
令和2年度～令和6年度
2020～2024



令和2年3月

新 冠 町

・・・もくじ・・・

第1章 計画の策定趣旨	1
1 計画策定の背景	
2 計画の位置づけ	
(1) 子ども・子育て支援法に基づく計画	
(2) 次世代育成支援対策推進法に配慮した計画	
(3) 総合計画を上位計画とする町の子ども・子育てに係る総合計画	
3 計画の期間	
4 計画策定のための調査	
5 計画の推進と点検・評価	
(1) 計画推進のための視点	
(2) 点検・評価と達成状況の検証	
(3) 計画実施状況等の公表	
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	3
1 人口と世帯の状況	
(1) 総人口及び年齢3区分別人口の推移	
(2) 世帯数の推移	
2 出生の状況	
(1) 出生数の推移	
3 児童数の状況	
(1) 児童数の推移	
4 新冠町子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果の概要	
(1) 調査の目的	
(2) 実施概要	
(3) 回収結果	
5 教育・保育事業の状況	
(1) 教育・保育施設の推移	
第3章 計画の基本的な考え方	8
1 基本理念	
2 基本方針	
3 基本目標	

第4章 子ども・子育て支援新制度に基づく事業の展開 9

1 子ども・子育て支援新制度が目指すもの

2 新制度の事業体系

(1) 幼児期の教育・保育の提供

(2) 地域子ども・子育て支援事業

(3) 保育の必要性の認定について

3 幼児期の教育・保育給付事業

(1) 各年度における教育・保育必要量の見込みと確保方策

4 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について

(1) 認定こども園の普及についての基本的な考え方

(2) 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援

(3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

(4) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

(5) 幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との連携

5 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援

(2) 地域子育て支援拠点事業

(3) 妊産婦健診事業

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

(5) 養育支援訪問事業、要支援・要保護児童等支援事業

(6) 子育て短期支援事業

(7) ファミリー・サポート・センター事業

(8) 一時預かり事業

(9) 延長保育事業

(10) 病児・病後児保育事業

(11) 放課後児童健全育成事業

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

施策の体系

基本目標 i 家庭・地域における子育ての支援

【施策の方向性】1 地域における子育て支援体制の充実

【施策の方向性】2 子育て世帯への経済的支援

【施策の方向性】3 ひとり親家庭の自立支援の推進

【施策の方向性】4 特別な配慮が必要な子育て家庭への支援の充実

【施策の方向性】5 子どもの放課後の居場所づくり

基本目標 ii 母と子の健康を守り増進する

【施策の方向性】1 子どもや母親の健康の確保

【施策の方向性】2 小児医療対策の充実

基本目標 iii 子どもの健やかな育ちを支援するまちづくり

【施策の方向性】1 幼児期の学校教育・保育を提供する体制の確保

【施策の方向性】2 認定こども園・幼稚園・保育所・小学校の連携

【施策の方向性】3 次代を担う子どもたちの生きる力を育む教育環境等の整備

基本目標 iv 子育てと仕事を両立できるまちづくり

【施策の方向性】1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

【施策の方向性】2 産休・育休復帰を円滑に利用できる環境の整備

基本目標 v 子どもにやさしいまちづくり

【施策の方向性】1 子どもの安全の確保

【施策の方向性】2 子育てを支援する生活環境の整備

第1章 計画の策定趣旨

1 計画策定の背景

平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、これらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から本格的にスタートしました。新冠町においても、「子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定し、5年が経過しました。

この度作成する新冠町の「第2期子ども・子育て支援事業計画」は、前回策定から5年の間、児童虐待防止対策などを見直した児童福祉法の改正や、幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法の改正など、さまざまな子育てを取り巻く社会の変化にあわせた、学校教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容およびその時期などを定めることで、保育・教育事業に対する町民のニーズに応えていくための体制づくりを進めています。

2 計画の位置づけ

(1) 子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

(2) 北の大地☆子ども未来づくり北海道計画に配慮した計画

北海道が策定する「第4期北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」の内容に整合性を持たせた計画とします。

(3) 総合計画及び地域福祉計画を上位計画とする町の子ども・子育てに係る総合計画

本計画は、町のまちづくりの基本となる「第6次新冠町総合計画」を最上位計画とし、保健福祉関連部門の総合計画である「第1期新冠町地域福祉計画」等、ほかの関連する計画と整合性を持たせた、町の子ども・子育てに係る総合計画として策定します。

3 計画の期間

本計画は、令和2年度を初年度とし、令和6年度までの5年間を一期として策定します。

令和元年	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2025	2026	2027	2028
第5次	第6次新冠町総合計画									
第1期新冠町地域福祉計画				第2期新冠町地域福祉計画						
第1期	第2期子ども・子育て支援事業計画				第3期子ども・子育て支援事業計画					

4 計画策定のための調査

本計画の策定に先立ち、本町では未就学児童や就学児童をもつ保護者の子育てニーズを把握するため、子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査を実施しました。

本計画では、このニーズ調査の結果から、教育や保育に関する計画期間5か年の需要を想定するとともに、第1期計画の内容を引継ぎ、新たな計画策定に反映させます。

5 計画の推進と点検・評価

(1) 計画推進のための視点

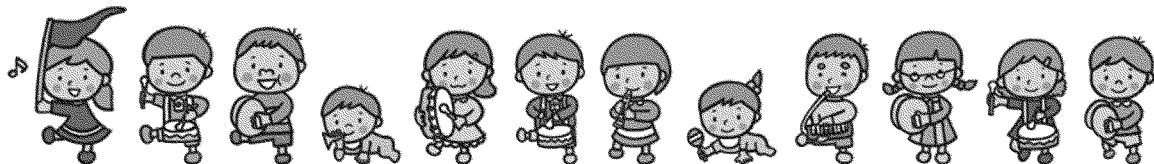
本計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援のための施策実施に係る児童福祉や幼児教育などの町の関係各課が連携し、町民にとって判りやすい実施体制をとることが重要であり、同時に、子育て家庭はもとより、教育・保育で日々子どもたちと接する方々や子育て環境を支える地域の人々などが、それぞれの主体的役割を理解し、連携・協働のなかで取り組むことを基本姿勢とします。

(2) 点検・評価と達成状況の検証

計画期間の5か年の間、毎年本計画に記載の施設や施策の実施状況や子ども・子育て支援事業についての達成状況を点検・評価し、変更が必要な場合には、児童福祉や幼児教育などの町の関係各課と協議のうえ変更が行われるように柔軟に対応します。

(3) 計画実施状況等の公表

計画実施状況の点検・評価及び検討結果について、町民に情報を公開するとともに、道を通じて国に必要な報告を行います。



第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 人口と世帯の状況

(1) 総人口及び年齢3区分別人口の推移

本町の総人口をみると、平成31年3月31日現在、住民基本台帳によると、5,495人となっていきます。平成26年からの5年間の推移をみると減少傾向となっており、5年間で203人の減少となっています。また、年齢3区分別の人口でみると、65歳以上の高齢者人口は増加しているものの、15歳～64歳の生産人口、0歳～14歳の年少人口は減少しています。

●総人口の推移

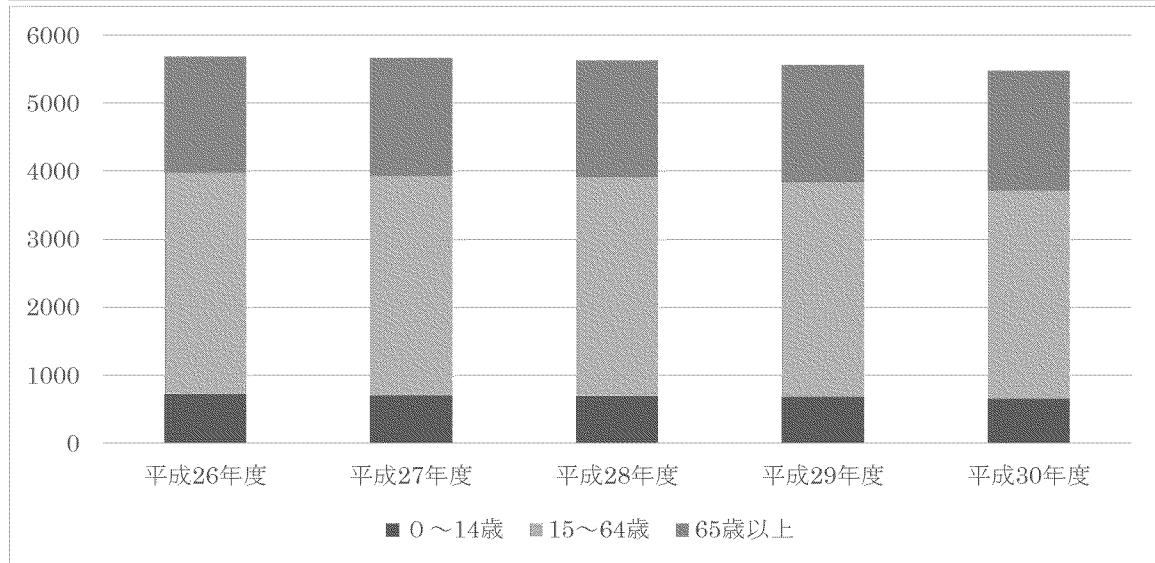
単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
総人口	5,698	5,676	5,640	5,575	5,495

●年齢3区分別人口の推移

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
65歳以上	1,711	1,733	1,716	1,730	1,766
15～64歳	3,258	3,226	3,221	3,154	3,064
0～14歳	729	717	703	691	665



(2) 世帯数の推移

本町の世帯数をみると、平成31年3月31日現在、住民基本台帳によると2,743世帯となっています。平成26年からの5年間の推移をみると増加傾向となっており、この5年間で58世帯の増加となっています。また、世帯数は増加しているものの、総人口が減少していることから、一世帯当たり人員は減少しています。

●世帯数の推移

単位：世帯

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
世帯数	2,685	2,719	2,749	2,748	2,743

●一世帯当たり人員の推移

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一世帯当たり人員	2.12	2.09	2.05	2.03	2.00

2 出生の状況

(1) 出生数の推移

本町の出生数の推移をみると、平成 21 年以降、増減を繰り返しながらも緩やかに減少の傾向をたどっており、この 10 年の平均出生数は 39.7 人となっています。

●出生数及び出生率、合計特殊出生率の推移

単位：人

区分 平成年	出生数	出生率（対人口千人）			合計特殊出生率		
		新冠町	北海道	全国	新冠町	北海道	全国
21	43	6.5	7.3	8.5	1.52	1.19	1.37
22	40	7.0	7.3	8.5	1.33	1.26	1.39
23	39	6.7	7.2	8.3	1.55	1.25	1.39
24	41	7.0	7.1	8.2	1.53	1.26	1.41
25	44	7.4	7.1	8.2	1.57	1.28	1.43
26	31	5.4	6.9	8.0	1.22	1.27	1.42
27	40	7.0	6.8	8.0	1.62	1.29	1.45
28	44	7.7	6.6	7.8	1.77	1.29	1.44
29	35	6.3	7.1	7.6	1.39	1.29	1.43
30	40	7.2	6.2	7.4	1.27	1.27	1.42

①出生率 人口 1000 人あたりの子どもの数（例：(37 人 ÷ 5,780 人) × 1000 = 6.4 人）

②合計特殊出生率 15 歳から 49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、女性が一生の間に生む子の平均数

※出生数は 1 月 1 日～12 月 31 日までに生まれた数

※分母に用いた人口は「人口推計（各年 10 月 1 日現在）」（総務省統計局）のもの

3 児童数の状況

(1) 児童数の推移

本町の 18 歳未満の児童数をみると、平成 31 年 3 月 31 日現在で 813 人となっています。このうち、0～5 歳の就学前児童数は 246 人、6～11 歳の小学生児童数は 267 人、12～14 歳の中学生児童数は 152 人、15～17 歳の児童数は 148 人となっています。

平成 26 年から平成 30 年までの 5 年間の推移をみると、緩やかに減少の傾向となっております。

●児童数の推移

各年度 3 月末現在

単位：人

年度	0～2	3～5	6～11	12～14	15～17	児童数計	総人口
26	129	129	307	164	145	874	5,698
27	126	135	295	161	146	863	5,676
28	127	143	289	144	159	862	5,640
29	122	141	295	133	156	847	5,575
30	122	124	267	152	148	813	5,495

4 新冠町子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果の概要

(1) 調査の目的

令和元年度に「第2期新冠町子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたっての基礎資料を得るため、子育てをしている町民の子ども・子育てに関する生活実態、教育・保育事業の利用状況や利用意向、その他子育て施設全般に係るご意見、ご要望を把握することを目的として実施しました。

(2) 実施概要

☆調査地域 新冠町全域

☆調査対象者 ①就学前児童（0～5歳）の保護者 ②小学生（6～11歳）の保護者

※平成31年4月1日時点の住民基本台帳より抽出

※同一世帯にきょうだいが居る場合は、内1人を対象として抽出（1世帯1冊）

☆調査期間 平成31年4月26日～令和元年6月12日

☆調査方法 郵送配布・郵送回収

(3) 回収結果

	対象者数	配布件数	抽出割合	回収件数	回収率
就学前児童（0～5歳）	251	148	59.0%	75	50.7%
小学生（6～11歳）	269	172	63.9%	84	48.8%
合計	520	320	61.5%	159	49.7%

■子育てを主に担っている方

前回同様、「父母ともに」が約6割近くあるが、「主に母親」も約4割近くで、依然として母親に子育ての負担がかかっていることがうかがえる。

■日頃、子どもをみてもらえる親族・知人等の存在

子どもをみてもらえる親族・知人等の有無については、就学前児童・小学生児童ともに「緊急時に祖父母等の親族にみてもらえる」、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」も高い。しかし、「いずれもない」が就学前児童・小学生児童ともに2割近くとなっており、前回より支援を要する家庭が増加していると考えられる。

■教育・保育事業の利用状況（就学前児童）

教育・保育事業の利用状況は、「利用している」が7割近くで大半となっている。利用している事業については「認定こども園」が約8割で最も高く、次いで「幼稚園」が約1割、「幼稚園の預かり保育」が約1割となっている。

■教育・保育事業を利用する理由（就学前児童）

教育・保育事業を利用している理由では、「教育や発達のため」が5割となっており、「現在就労しているため」が5割と半々の割合となっている。

保護者は教育・保育事業を利用するにあたっては、子どもの教育や発達を期待しており、教育・保育施設としてそうした期待に応えていく必要がある。

■今後利用したい教育・保育事業（就学前児童）

今後利用したい教育・保育事業は、「認定こども園」が約4割で最も高く、次いで「幼稚園」が約2割となっている。

また、現在利用していない方が、幼児教育・保育の無償化により利用したいというニーズが少なからず存在する。

■地域子育て支援拠点事業の利用状況、利用意向（就学前児童）

地域子育て支援拠点事業の利用状況は、「子育て支援センター」を利用しているが約4割となっているが、「利用していない」が約6割となっている。しかし、今後の利用意向では、「利用していないが、今後利用したい」が約2割、「利用を増やしたい」が約2割と潜在的なニーズは高い。

■一時預かりの利用状況・利用意向

一時預かりの利用状況は、「利用していない」が多数となっており、利用は1割に満たない。

しかし、今後の利用意向では、約4割となっており一定のニーズがある。

また、利用したい目的として「私用、リフレッシュ目的」が約4割で高くなっている、保護者のリフレッシュ対策の必要性がうかがえる。

■育児休業の取得状況（就学前児童）

育児休業の取得状況は、母親が34%、父親が3%となっており父親は育児休業をほとんど取得していない。また、母親は子どもが生まれたとき「働いていなかった」が49%で多くなっており、育児休業を取得せず、妊娠・出産を機に仕事を辞めていることがうかがえる。

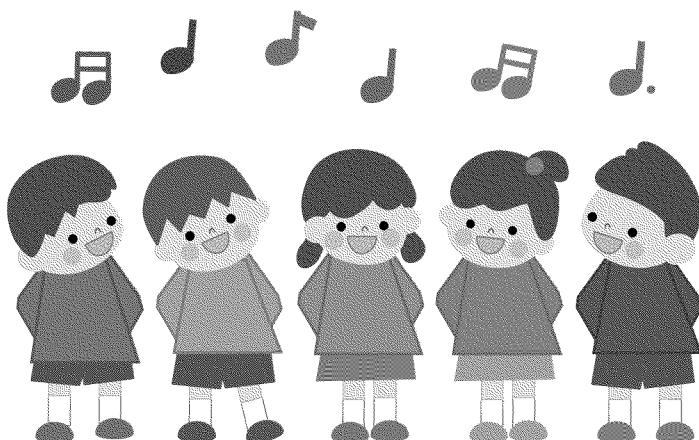
■放課後児童クラブ（学童保育）の利用意向

小学校低学年（1～3年生）の放課後児童クラブの利用意向は26.9%となっている。小学校高学年（4～6年生）になると利用意向は24.0%となっている。

■土曜日・休日における放課後児童クラブ（学童保育）の利用意向

土曜日・休日における放課後児童クラブの利用意向は、土曜日の利用意向は37.5%となっている。

日曜日・祝日では、利用意向は28.6%と低くなっている。



5 教育・保育事業の状況

(1) 教育・保育施設の推移

●保育所、認定こども園の推移

各年度4月1日現在 単位：人

年度	就学前 児童数	新 冠	節 婦	地 域	計	認定こども園ド・レ・ミ			町外 幼稚園 計
		保育所	保育所	保育所		長時間（保育所）	短時間		
		3~5歳	0~2歳	3~5歳		3~5歳	0~2歳	3~5歳	
22	281	97	23	40	160				50
23	281			26	26	70	29	23	122
24	268					83	15	46	144
25	262					50	25	59	134
26	262					53	21	52	126
27	258					50	23	49	122
28	261					55	46	60	161
29	270					72	43	51	166
30	263					71	44	49	164
									19

※平成23年度に新冠・節婦保育所を統合し、認定こども園ド・レ・ミを開設

平成24年度に地域保育所を認定こども園に統合

●小学生児童数の推移

各年度4月1日現在 単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学1~6年生	309	308	294	292	291

●中学生児童数の推移

各年度4月1日現在 単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
中学1~3年生	151	158	154	140	133

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針をふまえつつ、第1期新冠町子ども・子育て支援事業計画で実現を目指してきたことを継承し、また新冠町総合計画の理念に基づき策定する事業計画です。

2 基本方針

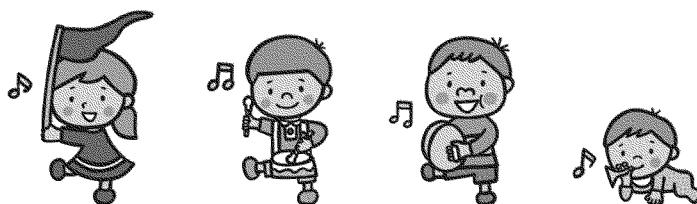
本計画では、これまでの新冠町子ども・子育て支援事業計画を踏襲し、次の5つを基本方針として新冠町における「子どもの最善の利益」と子育て支援施策を通した魅力あるまちづくりの実現に向け、取り組んでいきます。

- (1) すべての子どもと、その家庭に立った支援
- (2) 妊娠・出産期からの切れ目のない支援
- (3) 地域社会全体で子育てを支援
- (4) 男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進
- (5) 新冠らしい個性と魅力を生かした子育て支援

3 基本目標

子どもや子育てに関する各分野の支援策を推進するために、次の5項目を基本目標として設定し、総合的に推進していきます。

- i 家庭・地域における子育ての支援
- ii 母と子の健康を守り増進する
- iii 子どもの健やかな育ちを支援する環境づくり
- iv 子育てと仕事を両立できるまちづくり
- v 子どもにやさしいまちづくり



第4章 子ども・子育て支援新制度に基づく事業の展開

1 子ども・子育て支援新制度が目指すもの

- 幼児教育・保育の無償化の円滑な実施
令和元年10月1日から実施された幼児教育・保育の無償化の円滑な実施
- 共通の給付による子ども・子育て支援
幼稚園・保育所・認定こども園への共通の「施設型給付費」と、小規模保育・家庭的保育等への「地域型保育給付費」に加え、新たに「子育てのための施設等利用給付」として、「施設等利用費」の3つの公的な財政支援の実施
- 保育の量的確保、質の改善
小規模な保育を支援する「地域型保育給付」によって、待機児童が多い都市部や子どもが減少傾向にある地域での保育の量的確保を可能とし、また、職員の配置基準を見直すなどして、保育環境の充実を目指す。
- 認定こども園制度の改善
「幼保連携型認定こども園」を学校と児童福祉施設の両方の位置づけをもつ単一の施設として位置づけ、認可・認定や指導監督等を一本化することにより、施設設置の促進を図る。
- 地域や家庭の実情に応じた子育て支援の充実
保育の必要な子どものいる家庭だけでなく、すべての家庭を対象にした子育て支援を充実させることで、地域子ども・子育て支援事業を町が行う事業として法的に位置づけ、その充実を図る。

2 新制度の事業体系

(1) 幼児期の教育・保育の提供

小学校就学前児童の通う施設としては、これまで幼稚園と保育所の2つが多く利用されてきましたが、新制度では、幼稚園と保育所に加え、両方の良さを併せ持つ「認定こども園」の利用に対して共通の給付「施設型給付」を、また、20人未満の少人数の子どもを対象とする「地域型保育給付」を町が認可したうえで財政支援します。また、認可外保育施設や預かり保育等の利用に対しても町が確認した施設の利用者に「施設等利用費」として財政支援します。

- 小規模保育（利用定員6～19人）
- 家庭的保育（利用定員5人以下）
- 居宅訪問型保育（保育を必要とする子どもの居宅において保育を提供）
- 事業所内保育（主に従業員のほか、地域の保育を必要とする子どもに保育を提供）
- 預かり保育事業
- 認可外保育施設（一時預かり事業）

(2) 地域子ども・子育て支援事業

新制度では、質の高い教育・保育の提供とともに、地域に根差した総合的な子育て支援体制の充実を図ることとしています。本町においても、国の定める次ページの表の13事業のうち、地域の実情やニーズに合わせて地域の子ども・子育て支援に取り組んでいきます。

	No.	事 項	内 容
地域子ども・子育て支援事業	1	利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供を行い、必要に応じ相談・助言及び関係機関との連絡調整を行う支援事業
	2	地域子育て支援拠点事業	子育てによる保護者の不安を解消するため、各種事業をとおして、母親同士の交流機会の充実や子育てに係る相談業務を行う事業
	3	妊娠婦健康診査事業	母子保健法による妊娠婦の健康診査
	4	乳児家庭全戸訪問事業	生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
	5	養育支援訪問事業・要保護児童等支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・養育支援が必要な家庭に居宅訪問し、相談・支援等を行う事業 ・要保護児童対策地域協議会（ケース会議等）による支援を行う事業
	6	子育て短期支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活援助（ショートステイ）事業：保護者が疾病・疲労等の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設等で養育・保護を行う（原則として7日以内） ・夜間養護等（トワイライトステイ）事業：保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった等の緊急の場合に、児童養護施設等で児童を預かる（宿泊可）
	7	ファミリー・サポート・センター事業	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業（例：子どもの預かり、送迎など）
	8	一時預かり事業	保育事業を利用していない乳幼児及び幼稚園事業を利用する児童を対象とした一時預かり事業
	9	延長保育事業	<p>①基本分：11時間の開所時間の始期及び終期前後の保育需要への対応の推進</p> <p>②加算分：11時間の開所時間の前後において、さらに30分以上の延長保育を実施する事業</p>
	10	病児・病後児保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・病児・病後児童を病院・保育所等に付設されたスペース等において看護師等が一時的に保育する事業 ・保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業等
	11	放課後児童健全育成事業	共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に、児童館や学校の余裕教室などで放課後に適切な遊びや生活の場を与えて健全育成を図る
	12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保護者が支払うべき日用品等の購入に要する費用を助成する事業
	13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	民間事業者等の能力を活用するため、参入促進に関する調査研究及び特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する

(3) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、教育・保育施設利用のための認定（支給認定）をあらかじめ行ったうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

■認定区分

支給認定は次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上かつ就学前で、学校教育のみを希望する子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上かつ就学前で、保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満で、保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園 小規模保育等

■保育の必要性の認定基準

保育の必要性の認定（2号、3号認定）にあたっては、以下の3点を勘案して運用する。

事由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労等基本的にすべての就労 ②就労以外の事由 保護者の疾病・障害、妊娠・出産、同居または長期入院中の親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれ、育児休業中で既に保育利用中の子どもが継続利用又はそれらに類するものとして町が認める場合
区分 (保育の 必要量)	①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 (現行の11時間の開所時間に相当) ②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 (本町では、就労の下限時間を48時間/月に設定)
優先利用	ひとり親家庭、生活保護世帯、失業等により就労の必要性が高いケース、虐待やDVのおそれのあるケース等

■新設された認定区分

認定区分	対象者	対象施設
新1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定・新3号認定以外のもの。	幼稚園、特別支援学校等
新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。	認定こども園、幼稚園、特別支援学校等、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業
新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、保護者及び同一世帯員が町民税非課税世帯であるもの。	

3 幼児期の教育・保育給付事業

(1) 各年度における教育・保育必要量の見込みと確保方策

計画 年度	利用者区分	① 量の 見込み	②確保の内容				②－ ①
			教育・ 保育 施設	特定地域 型保育	地域子ど も・子育て 支援事業	夜間保育・ 休日保育目 標設置数	
令和 2 年度	1号認定	59	59	—	—	—	0
	2号認定	学校教育を希望	0	70	—	—	—
		上記以外	70		—	—	0
	3号認定	0歳児	8	8	—	—	0
		1・2歳児	37	37	—	—	0
令和 3 年度	1号認定	53	53	—	—	—	0
	2号認定	学校教育を希望	0	70	—	—	—
		上記以外	70		—	—	0
	3号認定	0歳児	8	8	—	—	0
		1・2歳児	38	38	—	—	0
令和 4 年度	1号認定	51	51	—	—	—	0
	2号認定	学校教育を希望	0	69	—	—	—
		上記以外	69		—	—	0
	3号認定	0歳児	8	8	—	—	0
		1・2歳児	38	38	—	—	0
令和 5 年度	1号認定	35	35	—	—	—	0
	2号認定	学校教育を希望	0	71	—	—	—
		上記以外	71		—	—	0
	3号認定	0歳児	8	8	—	—	0
		1・2歳児	39	39	—	—	0
令和 6 年度	1号認定	31	31	—	—	—	0
	2号認定	学校教育を希望	0	71	—	—	—
		上記以外	71		—	—	0
	3号認定	0歳児	8	8	—	—	0
		1・2歳児	39	39	—	—	0

4 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について

(1) 認定こども園の普及についての基本的な考え方

新制度では、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズや選択に応じた多様で総合的な子育て支援を進めることを目指しています。幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置づけられ、国では認定こども園の認可・認定手続きの簡素化などにより、新たな設置や認定こども園へ移行しやすくするなど、普及のための施策を打ち出しています。本町は、平成23年度から認定こども園による一体的な教育・保育施設を運営しています。

(2) 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援

乳幼児期の教育・保育の目指すところは、すべての子どもの健やかな育ちであり、そのためには教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の資質向上が不可欠であることから、様々な方法を取り入れながら、人材の確保や育成に努めます。

- ① 幼稚園教諭や保育士等による合同研修
- ② 特に配慮を要する子どもに関わる職員の資質向上
- ③ 教育・保育に関わる職員の処遇改善

(3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援法においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考え方を基本に子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質で適切な内容と水準をもった子ども・子育て支援を実施することが求められています。

そのためには、乳幼児期の教育・保育が生涯の人格形成の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、特に下記の点に留意し、一体的な教育・保育を提供する必要があると考えます。

- ① 乳幼児期の発達の連續性の理解
- ② 乳幼児期の体験の多様性と関連性の理解
- ③ 障がいのある児童と共に活動機会の確保
- ④ 小学校以降の生活や学習基盤の育成

また、在宅の子育て家庭を含めて全ての子育て家庭のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を行うために、地域の子ども・子育て支援の質・量にわたる充実が重要であり、下記のような点に留意が必要であると考えます。

- ① 妊娠・出産期から学童期まで切れ目のない地域支援体制の確保
- ② 保護者に寄り添った相談や適切な情報提供への配慮
- ③ 安全・安心で健全な子育て環境の確保
- ④ 地域活動との結びつき、人材の活用

こうした教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の果たす役割を踏まえ、社会全体が協力して、一人ひとりの子どもが個性のあるかけがえのない存在として成長していくことを支援していく必要があります。

(4) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

幼稚園、保育所、認定こども園は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設であり、一方小規模保育施設等の地域型保育事業は、供給が不足しがちな3歳未満児の保育を地域に根差した身近な場で提供する役割を担うものです。この両者が相互に補完することによって、教育・保育の量の確保と質の充実が図られるものと考えます。さらに、地域型保育事業を利用した満3歳未満の子どもが、満3歳以降も幼稚園、保育所、認定こども園で切れ目なく適切に教育・保育が受けられるための配慮も必要となります。こうしたことから、教育・保育施設と地域型保育事業者の十分な情報共有と連携支援の充実を図らなければなりません。なお、現在本町の子どもで小規模保育施設等の利用者は確認されておりません。

(5) 幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との連携

乳幼児期における子どもの健やかな育ちや、教育・保育の連続性を確保するためには、小学校教諭と幼稚園、保育所、認定こども園の職員が、共に子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方針の違いや共通点について理解を深め、共有することが大切です。幼稚園や保育所、認定こども園での生活が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うことが必要と考えられます。こうしたことから、幼稚園、保育所、認定こども園と小学校の児童との交流、職員との意見交換や合同研究の機会を設けたりするなど、連携して小学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。



5 地域子ども・子育て支援事業

	No.	対象事業	第5章中の位置付け (体系：施策の方向)
地域子ども・子育て支援事業	1	利用者支援事業 (対象事業なし)	i -1 地域における子育て支援体制の充実
	2	地域子育て支援拠点事業 (新冠町子育て支援センター)	i -1 地域における子育て支援体制の充実
	3	妊産婦健康診査 (妊産婦健康診査事業)	ii -1 子どもや母親の健康の確保
	4	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	ii -1 子どもや母親の健康の確保
	5	養育支援訪問事業、要支援・要保護児童等支援事業 (養育支援訪問事業、要保護児童対策地域協議会)	i -4 特別な配慮が必要な子育て家庭への支援の充実 ii -1 子どもや母親の健康の確保
	6	子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ） (対象事業なし)	i -1 地域における子育て支援体制の充実
	7	ファミリー・サポート・センター事業 (対象事業なし)	i -1 地域における子育て支援体制の充実
	8	一時預かり事業 ●認定こども園における1号認定児童（教育標準時間）を対象とした一時預かり（一時預かり事業・幼稚園型） ●子育て支援センターにおける一時預かり（一時預かり事業・一般型）	iii -1 幼児期の学校教育・保育を提供する体制の確保
	9	延長保育事業 (対象事業なし)	iii -1 幼児期の学校教育・保育を提供する体制の確保
	10	病児・病後児保育事業 (対象事業なし)	iii -1 幼児期の学校教育・保育を提供する体制の確保
	11	放課後児童健全育成事業 (類似事業⇒放課後子ども教室)	i -5 子どもの放課後の居場所づくり
	12	実費徴収に係る補足給付を行う事業 (対象事業なし)	i -2 子育て世帯への経済的支援
	13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 (対象事業なし)	iii -1 幼児期の学校教育・保育を提供する体制の確保

(1) 利用者支援

①事業の概要

(i) 事業区分	利用者支援
(ii) 本町における事業名	本町の該当事業なし
(iii) 事業の概要	子ども及びその保護者等、又は妊娠している方が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。
(iv) 実施状況	現在、本町の既存機関においては、町民生活課、保健福祉課、社会教育課、認定こども園、子育て支援センターがそれぞれの事業に関する相談や情報提供の役割を果たしている。
(v) 量の見込みの考え方 (ニーズ調査の対象外)	利用者支援事業に関するニーズ調査は設定されていない。
(vi) 確保方策の考え方	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない、新たな相談・支援体制の構築と、リスクの程度に応じた支援業務を行うための体制づくり。
(vii) 事業担当課	当面、各課と連携し検討（補助対象事業は実施していない）

②需要量の見込み・提供体制の確保方策

単位：箇所

	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
町全体	量の見込み					
	確保方策	必要に応じ検討	必要に応じ検討	必要に応じ検討	必要に応じ検討	必要に応じ検討

【相談や情報提供業務を行う関連施設】

	町民生活課	保健福祉課	社会教育課	管理課			合 計
			児童館	認定こども園	子育て支援センター		
町全体	1	1	1	1	1	1	5

(2) 地域子育て支援拠点事業

①事業の概要

(i) 事業区分	地域子育て支援拠点事業						
(ii) 本町における事業名	子育て支援センター事業						
(iii) 事業の概要	子育て支援センターにおいて、子育て親子の交流の促進、子育て等に関するサークル、講座・セミナー、相談、情報の提供、助言その他の援助等を行う。幼児期の子育て相談、心身の発達やしつけ等の相談に対応している。						
(iv) 実施状況	<p>認定こども園ド・レ・ミ内に子育て支援センターを設置している。</p> <p>平成30年度実績（累計）</p> <table> <tbody> <tr> <td>親子サークル</td> <td>148人</td> </tr> <tr> <td>講座・セミナー等</td> <td>123人</td> </tr> <tr> <td>相談件数</td> <td>39件（面接・電話） 延べ 6,208人</td> </tr> </tbody> </table>	親子サークル	148人	講座・セミナー等	123人	相談件数	39件（面接・電話） 延べ 6,208人
親子サークル	148人						
講座・セミナー等	123人						
相談件数	39件（面接・電話） 延べ 6,208人						
(v) 量の見込みの考え方	平成 28 年度から平成 30 年度の実績により平均値で量の見込みを算出する。						
(vi) 確保方策の考え方	<p>子育てによる保護者の不安を解消するため、各種事業をとおして、母親同士の交流機会の充実や子育てに係る相談体制の整備は重要である。</p> <p>施設の事業供給が必要量を満たしていると考えられるため、現状を維持する。</p> <p>※子育て支援センターの利用上限 1日 30 人×年 294 日運営=8,820 人/年</p>						
(vii) 事業担当課	教育委員会管理課						

②第1期計画検証結果

単位：上段…人日、中段…箇所、下段…人日（令和元年度は見込み）

	項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
町全体	量の見込み	5,058	5,764	5,058	5,058	5,058
	実績	4,451	5,525	5,049	6,208	6,208
	確保方策	1	1	1	1	1
実施状況 評価	様々な講座・セミナー等をきっかけに母親同士の交流機会の充実が図られているとともに、様々な子育ての相談等に対応できるような職員体制の整備を行っている。					
	今後、本センターを更に町民に利用してもえるよう、活動内容等の周知を図る必要がある。					

③需要量の見込み・提供体制の確保方策

単位：上段…人日、中段…箇所、下段…人日

	項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
町全体	量の見込み	5,517	5,517	5,517	5,517	5,517
	確保方策	1	1	1	1	1

(3) 妊婦健診

①事業の概要

(i) 事業区分	妊産婦に対する健康診査事業
(ii) 本町における事業名	妊産婦一般健診事業
(iii) 事業の概要	妊産婦の健康管理の向上及び健やかな子どもの出生、乳幼児の健康の保持増進を目的とし、妊産婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠中や産後に必要に応じた医学的検査を実施する。
(iv) 実施状況	母子手帳交付時に、妊婦一般健康診査受診票・超音波検査受診票を14回分、 産婦健診受診票を2回分交付。 平成30年度：妊婦一般健康診査受診率 100% ※産婦健康診査は令和元年度から実施
(v) 量の見込みの考え方 (ニーズ調査の対象外)	妊娠届出数を健診対象者数とみなし、妊婦健診の受診回数14回と、産婦健診2回を乗じた数を量の見込みとする。
(vi) 確保方策の考え方	妊産婦健康診査の実施機関が町内に無いが、対象者は北海道内の医療機関(産婦人科)・助産所で受診ができる。また、里帰り等のため道外で受診した場合には助成制度の利用も可能である。
(vii) 事業担当課	保健福祉課

②第1期計画検証結果

単位：回（令和元年度は見込み）

	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
町全体	量の見込み	518	476	476	448	420
	確保方策	518	476	476	448	420
	実績	382	691	483	451	551
実施状況評価	届出週数によって受診回数の違いはあるが概ね適切に受診出来ている。引き続き、母子保健事業等で定期的な受診の必要性について指導していく。妊娠期のセルフケア能力を向上させるためにも、引き続き妊娠期の生活について指導していくとともに、受診結果に応じた個別指導を行っていく。					

③需要量の見込み・提供体制の確保方策

単位：回

	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
町全体	量の見込み	560	576	528	528	528
	確保方策	560	576	528	528	528

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

①事業の概要

(i) 事業区分	乳児家庭全戸訪問事業
(ii) 本町における事業名	こんにちは赤ちゃん事業
(iii) 事業の概要	生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を保健師が訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況並びに養育環境の把握を行い、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に繋げる事業。
(iv) 実施状況	保健師による乳児家庭の訪問。 平成30年度： 34人と面接
(v) 量の見込みの考え方 (ニーズ調査の対象外)	0歳児の人口推計をもとに、過去の訪問実績を考慮して量の見込みを算出する。
(vi) 確保方策の考え方	量の見込みに対して、保健師の面接の供給確保を継続する。
(vii) 事業担当課	保健福祉課

②第1期計画検証結果

単位：人（令和元年度は見込み）

	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
町全体	量の見込み	37	34	34	32	30
	確保方策	37	34	34	32	30
	実績	35	50	39	34	36
実施状況評価	乳児家庭全戸訪問対象者には全員訪問出来ている。訪問時点で支援や経過観察が必要な者は例年1～2割程度で、内容は母の育児負担感や精神面の支援が多い傾向にあり、継続訪問に繋げている。引き続き、母子の状況に合わせた支援を行っていく。					

③需要量の見込み・提供体制の確保方策

単位：人

	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
町全体	量の見込み	35	36	33	33	33
	確保方策	35	36	33	33	33

(5) 養育支援訪問事業、要支援・要保護児童等支援事業

①事業の概要

(i) 事業区分	養育支援訪問事業、要支援・要保護児童等支援事業
(ii) 本町における事業名	養育支援訪問事業、要支援・要保護児童等支援事業
(iii) 事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるため、養育に関する相談や助言を行う事業。 ・要保護児童対策地域協議会（ケース検討会議等）による支援を行う事業。
(iv) 実施状況	<p>乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）をはじめとして母子保健事業実施により把握した支援を必要とする乳幼児や妊婦等に対し、居宅において保健師等が養育に関する相談、指導、助言等必要な援助を行っている。</p> <p>平成30年度：延37人（実16人）</p> <p>保護が必要な児童を早期に発見し適切な保護を図ること及び、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童や出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦の適切な支援を図るために関係機関、関係団体及び児童福祉に関する業務に従事する者との協議を行っている。</p>
(v) 量の見込みの考え方 (ニーズ調査の対象外)	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳児の人口推計をもとに、気がかり母子等の件数が出生数の約2%程度であることや、過去の訪問実績を考慮して量の見込みを算出する。 ・保護が必要な児童等の情報をもとに協議会を適宜開催するため、量の見込みは算出しない。
(vi) 確保方策の考え方	量の見込みに対して、母子保健事業や医療機関等との連携を強化し、対象者を迅速に把握し、供給確保を継続する。
(vii) 事業担当課	養育支援訪問事業…保健福祉課 要支援・要保護児童等支援事業…町民生活課

②第1期計画検証結果

単位：人（令和元年度は見込み）

	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
町全体	量の見込み	12	10	10	9	8
	実績	18	37	31	37	37
実施状況評価	家庭状況や養育状況に合わせた支援を行っているが、問題が複雑化しているケースが多く、児童福祉担当や認定子ども園、学校、相談支援事業所等と連携しながら支援している。引き続き、ケースの状況に合わせ、必要時には他機関と連携しながら支援を行う。					

③需要量の見込み・提供体制の確保方策

単位：人

	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
町全体	量の見込み	35	38	38	40	40
	確保方策	35	38	38	40	40

(6) 子育て短期支援事業

①事業の概要

(i) 事業区分	子育て短期支援事業
(ii) 本町における事業名	本町の該当事業なし
(iii) 事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活援助（ショートステイ）事業：保護者の出産や疾病等の理由により、家庭において養育が一時的に困難になった児童について、児童養護施設や乳児院への短期入所により、必要な保護や生活援助を行う事業（原則として7日以内）。 ・夜間看護等（トワイライトステイ）事業：保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった等の緊急の場合に、児童養護施設等で児童を預かる事業（宿泊可）。
(iv) 実施状況	実施していない
(v) 量の見込みの考え方	
(vi) 確保方策の考え方	計画期間中の本事業については必要な場合に改めて検討する。
(vii) 事業担当課	該当課なし

(7) ファミリー・サポート・センター事業

①事業の概要

(i) 事業区分	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
(ii) 本町における事業名	本町の該当事業なし
(iii) 事業の概要	児童の預かり等の援助を受けることを希望する保護者（利用会員）と援助を行うことを希望する人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業。
(iv) 実施状況	実施していない
(v) 量の見込みの考え方	
(vi) 確保方策の考え方	本事業は施設型サービスではなく、会員相互の提供型サービスであることから、今後、計画期間中の本事業については必要な場合に改めて検討する。
(vii) 事業担当課	該当課なし

(8) 一時預かり

■一時預かり事業①（認定こども園1号認定児童（教育標準時間）対象）

①事業の概要

(i) 事業区分	一時預かり事業（認定こども園1号認定児童（教育標準時間）対象）
(ii) 本町における事業名	一時預かり事業(幼稚園型)
(iii) 事業の概要	認定こども園1号認定児童（教育標準時間）を対象とし、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに希望者を教育（保育）する事業。
(iv) 実施状況	認定こども園で実施
(v) 量の見込みの考え方	平成28年度から平成30年度の実績により平均値で量の見込みを算出する。
(vi) 確保方策の考え方	幼稚園事業を利用する園児の保護者の突発的な都合等に即応した、子どもの預ける場の確保は重要である。 平成30年度の利用実績を勘案すると定員数には余剰があり、当面は現状のサービス提供量を維持する。
(vii) 事業担当課	教育委員会管理課

②第1期計画検証結果

単位：人日、確保方策の下段は 箇所（施設数）（令和元年度は見込み）

	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
町全体	量の見込み	1,310	1,350	1,360	1,345	1,330
	確保方策	1,310	1,350	1,360	1,345	1,330
		1	1	1	1	1
実績	実績	766	685	766	510	510
	確保方策	1	1	1	1	1
実施状況評価	1号認定こどもに係る一時預かりについては、保護者の希望に応じ対応している。					

③需要量の見込み・提供体制の確保方策

単位：人日、確保方策の下段は 箇所（施設数）

	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
町全体	量の見込み	603	603	603	603	603
	確保方策	1	1	1	1	1
		1	1	1	1	1

■一時預かり事業②（子育て支援センター預かり）

①事業の概要

(i) 事業区分	一時預かり事業（認定こども園短時間型保育在園児対象児除外）
(ii) 本町における事業名	一時預かり事業(一般型)
(iii) 事業の概要	日頃、認定こども園、幼稚園、保育所を利用していなくても、保護者が冠婚葬祭や育児疲れ等の理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、一時的に児童を預けることができる事業。
(iv) 実施状況	子育て支援センターで実施 平成30年度実績（累計） 一時預かり事業 137人
(v) 量の見込みの考え方	平成28年度から平成30年度の実績により平均値で量の見込みを算出する。
(vi) 確保方策の考え方	保育事業を利用していない乳幼児を対象とした事業であり、年々共働き世帯が増加する等、一時預かりの場の提供は重要である。 平成30年度の利用実績を勘案すると定員数には余剰があり、当面は現状のサービス提供量を維持する。
(vii) 事業担当課	教育委員会管理課

②第1期計画検証結果

単位：人日、確保方策の下段は 箇所（施設数）（令和元年度は見込み）

	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
町全体	量の見込み	65	63	63	59	56
	確保方策	65	63	63	59	56
		1	1	1	1	1
実績	実績	71	269	71	137	137
	確保方策	1	1	1	1	1
実施状況評価	子育てからのリフレッシュ、急な用事の際に子どもの預け先がない等、緊急的な避難先として活用され、利用人員及び利用時間も増加傾向にある。 平成30年度からは使用回数の緩和等も行い、更に利用しやすいよう対応している。					

③需要量の見込み・提供体制の確保方策

単位：人日、確保方策の下段は 箇所（施設数）

	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
町全体	量の見込み	102	102	102	102	102
	確保方策	1	1	1	1	1
		1	1	1	1	1

(9) 延長保育事業

①事業の概要

(i) 事業区分	延長保育事業
(ii) 本町における事業名	本町の該当事業なし
(iii) 事業の概要	保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常開所時間 11 時間を超えて保育を行う事業。
(iv) 実施状況	現在、認定こども園の長時間保育児童の通常保育時間は 8:00～16:00 となっており、保護者の就労等の状況により早朝 7:30 から延長 18:00 までの保育時間として対応している。
(v) 量の見込みの考え方	
(vi) 確保方策の考え方	施設の開所時間の検討を含め、計画期間中の本事業については必要な場合に改めて検討する。
(vii) 事業担当課	教育委員会管理課

(10) 病児・病後児保育事業

①事業の概要

(i) 事業区分	病児・病後児保育事業
(ii) 本町における事業名	本町の該当事業なし
(iii) 事業の概要	病気や病気回復期の病児や突然の発熱などで集団保育が困難な児童で、保護者の就労等の理由で保護者が保育できない際に、保育施設や病院に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業。
(iv) 実施状況	実施していない
(v) 量の見込みの考え方	
(vi) 確保方策の考え方	計画期間中の本事業については必要な場合に改めて検討する。
(vii) 事業担当課	該当課なし

(11) 放課後児童健全育成事業

①事業の概要

(i) 事業区分	放課後児童健全育成事業
(ii) 本町における事業名	本町の該当事業なし
(iii) 事業の概要	共働き家庭など、留守家庭の小学校に就学している児童に、児童館や学校の余裕教室などで放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業。
(iv) 実施状況	類似事業として、放課後子ども教室を町内2箇所(町民センター、朝日小学校)で実施している
(v) 量の見込みの考え方	未就学児童対象のニーズ調査により算出した数値をもととし、量の見込みとする。
(vi) 確保方策の考え方	
(vii) 事業担当課	教育委員会社会教育課

②第1期計画検証結果

単位：上段…人、下段…人/箇所（令和元年度は見込み）

	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
町全体	量の見込み (人数)	329	318	320	330	322
	確保方策 (人数/箇所数)	329/2	318/2	320/2	330/2	332/2
実績	量の見込み (人数)	309	296	294	210	200
	確保方策 (人数/箇所数)	309/2	296/2	294/2	210/2	200/2
実施状況	小学校の子ども達が『自ら課題を見つけ、自ら考え、自ら行動できるようになる』ための支援を地域において実践していくことを趣旨としている。					
評価	新冠ならではの自然を生かした事業を、地域の方の協力を得て行うことにより、子どもを地域で守り育てる視点の事業展開につながっている。					

③需要量の見込み・提供体制の確保方策

単位：上段…人、下段…人/箇所

	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
町全体	量の見込み (人数)	190	190	190	190	190
	確保方策 (人数/箇所数)	190/2	190/2	190/2	190/2	190/2

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

①事業の概要

(i) 事業区分	実費徴収に係る補足給付を行う事業
(ii) 本町における事業名	本町の該当事業なし。
(iii) 事業の概要	世帯の所得状況等を勘案して市町村が定める基準に基づき、特定教育・保育等を受けた場合にかかる日用品や文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育に係る行事への参加に要する費用の全部又は一部を助成する事業。
(iv) 実施状況	本町の該当事業なし。 義務教育を受ける児童・生徒の家庭に対しては、 ○生活保護・教育扶助費　　○就学援助費 の助成を行っている。
(v) 量の見込みの考え方	量の見込みの算出によらない事業。(ニーズ調査対象外)
(vi) 確保方策の考え方	今後の国の動向により内容を検討する。
(vii) 事業担当課	該当なし。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

①事業の概要

(i) 事業区分	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
(ii) 本町における事業名	本町の該当事業なし
(iii) 事業の概要	民間事業者の特定教育・保育施設運営への参入促進の調査研究事業、及び多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等への設置、運営を促進するための事業。
(iv) 実施状況	本町の該当事業なし。
(v) 量の見込みの考え方	量の見込みの算出によらない事業。(ニーズ調査対象外)
(vi) 確保方策の考え方	住民ニーズに沿った多様なサービスの提供や教育・保育の継続的な充足のためには、民間事業者の参入による多様な能力の活用が重要であると同時に、過剰供給を避け、事業者が採算性を確保し経営の園庭性を維持することも重要であることから、本事業は地域の実情や需給の状態を十分に把握したうえで実施することが必要である。
(vii) 事業担当課	該当なし。

第5章 子ども・子育て支援施策の展開

本章では、第3章で示した計画の理念と5つの基本目標にもとづく施策の方向性を示し、それぞれの施策の方向性のもとに計画期間中における町が行おうとする各種施策の展開を記載するものです。

この施策展開では、第4章に示した子ども・子育て支援新制度にもとづく事業も個別の施策として位置づけるとともに、新冠町総合計画との整合性も考慮した各種施策を記載しています。

● 施策の体系

○ 基本理念

1. 子育てに喜びや生きがいを感じる生活を社会全体が応援する環境をつくる
2. すべての子どもたちの個性豊かで健やかな成長が尊重される環境をつくる

○ 基本目標

i 家庭・地域における子育ての支援

○ 施策の方向性

- 1 地域における子育て支援体制の充実
- 2 子育て世帯への経済的支援
- 3 ひとり親家庭の自立支援の推進
- 4 特別な配慮が必要な子育て家庭への支援の充実
- 5 子どもの放課後の居場所づくり

ii 母と子の健康を守り増進する

- 1 子どもや母親の健康の確保
- 2 小児医療・思春期保健対策の充実

iii 子どもの健やかな育ちを支援するまちづくり

- 1 幼児期の学校教育・保育を提供する体制の確保
- 2 認定こども園・幼稚園・保育所・小学校の連携
- 3 次代を担う子どもたちの生きる力を育む教育環境等の整備

iv 子育てと仕事を両立できるまちづくり

- 1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
- 2 産休・育休復帰を円滑に利用できる環境の整備

v 子どもにやさしいまちづくり

- 1 子どもの安全の確保
- 2 子育てを支援する生活環境の整備

基本目標 i　家庭・地域における子育ての支援

【施策の方向性】1 地域における子育て支援体制の充実

急激な少子高齢化・核家族化の進行や地域社会の変化に伴い、身近な地域に相談できる相手が居ないなど、子育てへの負担感が増大しているといわれています。

新冠町では、これまで共働き家庭のみならず、専業主婦家庭・ひとり親家庭等を対象とした支援として、子育て支援センターでの支援の充実に取り組んできました。

このように、すべての人が、子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりを持って子育てできるよう、すべての子育て家庭を対象とした支援の充実を図ります。

（★印は子ども・子育て支援事業対象事業）

基本施策1 地域における子育て支援サービスの充実

	事業名	事業内容	方向性	担当課
1 ★	地域子育て支援事業	認定こども園ド・レ・ミ内で、子育てに関する相談や乳幼児と保護者を対象とした講座等の事業及び、子育てサークルの支援を行います。	継続	教育委員会 管理課
2	ブックスタート事業	生後4か月の乳児健康診査時に、絵本を贈呈するとともに、親子のコミュニケーションの大切さを伝えるために読み聞かせを行います。	継続	教育委員会 社会教育課
3	セカンドブック事業	3歳児健康診査時に、絵本を贈呈します。	継続	教育委員会 社会教育課

基本施策2 子育て情報の提供

	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	子育て支援情報の充実	子育て支援情報の提供に努めます	継続	町民生活課 教育委員会

基本施策3 相談機能の充実

	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	利用者支援事業	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない、新たな相談・支援体制の構築と、リスクの程度に応じた支援業務を行うため「子育て世代包括支援センター」及び「子ども家庭総合支援拠点」等の体制づくり。	充実	町民生活課 保健福祉課 管理課 社会教育課

【施策の方向性】2 子育て世帯への経済的支援

急速な少子化の進行が国全体や地域、町民に大きな影響を及ぼし、子育てにかかる経済的負担が増大しているといえます。

貧困による格差の広がりは、教育や進学の機会を狭めるだけでなく、子どもが健やかに育つための環境にも大きな影響を及ぼします。生まれた時点で共通のスタートラインに立つことができ、成長する過程においても子どもをサポートすることが社会の在り方としても重要です。子どもが安心して自分らしく生きていけるよう、子どもとその家庭を支援することが必要です。

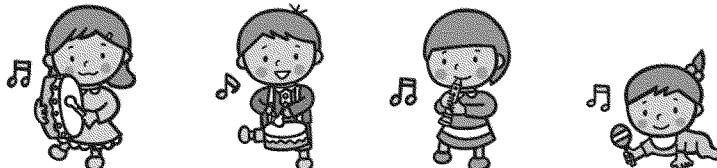
今後においても、引き続き各種手当等の経済的支援を行うとともに、保護者並びに子どもの生活支援、保護者の就労支援など、経済的な困窮家庭に対する側面的な支援を充実していきます。

また、新たに幼児教育及び保育の重要性が一層増している状況において、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化を実施します。

基本施策1 経済的負担の軽減

	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	幼児教育・保育の無償化	幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳の全ての子どもの利用料を無償化します。 0歳～2歳の子どもは住民税非課税世帯を無料化します。	新規	町民生活課 管理課
2	未熟児養育医療給付事業	未熟児で出生し、入院療育が必要と認められた方に対し、指定医療機関において医療の給付を行います。	継続	保健福祉課
3	児童手当	中学校終了前の児童を養育している方に支給します。(所得制限あり)	継続	町民生活課
4	障害児福祉手当	精神や身体に重度の障害をもつ20歳未満の方で、その障害が極めて重度のため、日常生活上、常時、特別の介護を要する方(障害1・2級の一部、知能指数が概ね20以下の重度の知的障害児など)に支給します。	継続	保健福祉課
5	児童扶養手当	18歳に到達した年度末までの子ども(一定の心身障害を有する場合は20歳未満)を養育している、ひとり親の父・母(両親の場合、父に重度の心身障がいがある場合を含む)又は養育者に支給します。(所得制限あり)	継続	町民生活課
6	特別児童扶養手当	20歳未満で、心身の障害や疾病により、日常生活に著しい制限を受ける子どもを養育している父母又は養育者に支給します。(所得制限あり)	継続	町民生活課
7	子ども医療費助成制度	保険適用医療費のうち、入院時食事療養標準負担額を除く医療費の全額を助成します。(所得制限あり)	継続	保健福祉課
8	育成医療費助成制度	18歳未満の児童で、一定の機能障害があり、手術等により障害の改善が見込まれる方に対し、健康保険診療の自己負担分を助成します。ただし、1割分は本人負担となります。(所得に応じた自己負担上限額及び所得制限あり)	継続	保健福祉課

9	不妊・不育症治療費助成事業 (マザーリーフ事業)	不妊治療を受けなければ妊娠の見込みの無い、又は少ないと診断され、治療を受けた者、また、2回以上の流産・死産、あるいは早期新生児死亡の既往があり、医師に不育症と判断された者で、特定不妊治療・人工授精・不育症の検査・治療にかかる費用の自己負担額に対して助成を行います。(助成費の上限あり)	継続	保健福祉課
10	妊娠婦健診受診票の交付	妊娠婦健診を受診する妊婦に対し、受診票を交付し健診費用の一部を助成します。	継続	保健福祉課
11	妊娠婦健診交通費助成事業	町外の医療機関で妊娠婦健診を受診する妊婦に対し交通費の一部助成を行います。	継続	保健福祉課
12	妊娠情報登録制度(ママさぽ～とハイヤー)	出産のためにハイヤーを利用して出産医療機関へ移動した費用の一部を助成します。	新規	保健福祉課
13	新生児聴覚検査助成事業	新生児の聴覚検査に対し検査費用を全額助成します。	新規	保健福祉課
14	出産時宿泊費助成事業	出産のために出産医療機関付近に宿泊する場合に宿泊費の一部を助成します。	継続	保健福祉課
15	子ども誕生祝金の交付	次世代を担う子どもの出産を祝うとともに子育て世代の負担軽減を図るため、児童1人当たり10万円を交付します。	新規	町民生活課
16	就学援助事業	要保護児童生徒及びその他経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒に対し、学用品等を支給する要保護準要保護児童生徒援助事業を実施します。	継続	教育委員会 管理課
17	奨学金貸付事業	成績優秀であるが、経済的理由等により就学困難な生徒(高校生、大学生等)に対し、学資を貸付する奨学金貸付事業を実施します。	継続	教育委員会 管理課
18	学校給食費の無償化	小中学校の児童生徒の給食費を無償とします。	新規	教育委員会 管理課
19	高校生の通学支援	静内駅から静内農業高校までの通学バスを新ひだか町と共同で運行し、無料で高校生を送迎します。	新規	教育委員会 管理課



【施策の方向性】3 ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭については、離婚の増加などにより年々増える傾向にあります。

母子家庭の場合は経済的な問題が、父子家庭においては家事や子育てに不慣れなため、家庭生活において多くの問題を抱えているケースが少なくありません。今後も、ひとり親家庭の親と子どもが安心して暮らしていくよう、精神的、経済的な支援に関する情報提供や相談体制を充実していきます。

基本施策1 ひとり親家庭等の自立支援の推進

事業名	事業内容	方向性	担当課
1 児童扶養手当 (再掲)	18歳に到達した年度末までの子ども（一定の心身障害を有する場合は20歳未満）を養育している、ひとり親の父・母（両親の場合、父に重度の心身障害が有る場合を含む）又は養育者に支給します。（所得制限あり）	継続	町民生活課
2 ひとり親家庭等 医療費助成制度	18歳未満の子どもを養育しているひとり親家庭等（父又は母に一定の心身障がいがある場合を含む）に対し、医療費の全部又は一部を助成します。ただし、満15歳（中学生以下）は全額助成します。	継続	保健福祉課
3 母子・寡婦福祉 資金貸付事業	母子家庭及び寡婦家庭の母又は父母のいない児童及び母子寡婦福祉団体に対し就学、就業、事業開始、住宅、生活資金等の必要な資金を貸し付けします。	継続	町民生活課

【施策の方向性】4 特別な配慮が必要な子育て家庭への支援の充実

近年社会問題となっている児童虐待は、育児の悩みやストレスなどを周囲に相談することなく地域から孤立や、パートナーのDVから子どもへの暴力や育児放棄に発展するなどさまざまな要因を考えられます。

虐待は、子どもの人権を侵害し、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼすため、迅速かつ適切な対応が求められます。児童虐待防止として、地域での日頃の声かけ等の関係づくりが大切です。要保護児童対策地域協議会や乳児家庭全戸訪問事業を活用して、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努めるとともに、虐待を受けた子どもや関係者に対するサポート体制の充実を図っていくため、今後は専門的知識による相談体制と関係機関との連携を強化する必要があります。

障害児支援については、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図ったうえで、重層的な障害児支援の体制整備を図ります。また、障害児入所施設についても専門的機能の強化を図ったうえで、地域において虐待を受けた障害児等への対応を含め、様々なニーズに対応する療育機関としての役割を担い、一人ひとりの多様なニーズに応じた相談・支援体制の充実を図っていきます。

基本施策1 児童虐待防止策の充実

	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	要保護児童対策 地域協議会	要保護児童対策地域協議会を活用して、児童虐待の未然防止、早期発見と早期対応の取り組みを目指し、専門的知識による相談体制づくりと関係機関との連携を図ります。	充実	町民生活課
2 ★	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握、養育についての相談を行います。	継続	保健福祉課
3 ★	養育支援訪問事業	乳児全戸訪問事業等で把握した保護者の養育を支援することが必要と認められる児童、若しくは出産後の養育について出産前より支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、養育に対する相談、指導・助言、その他必要な支援を行います。	継続	保健福祉課

基本施策2 障害児施策の充実

	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	障害者(児)短期入所サービス(ショートステイ)	在宅の心身障害者(児)が保護者又は家族の疾病等の事由により、家庭における介護を受けることが困難になった場合に施設等で一時的に保護します。	継続	保健福祉課
2	障害者(児)居宅介護サービス(ホームヘルプ)	介護を必要とする心身障害者(児)に対し、身体介護、家事援助など日常生活を支援するホームヘルパーを派遣します。	継続	保健福祉課
3	日常生活用具給付事業	在宅の心身障害者(児)に対し、特殊寝台等の日常生活用具を貸与し、日常生活を支援します。	継続	保健福祉課
4	新冠町地域活動支援センター事業	就業が困難な心身障害者(児)に対し、社会的自立に必要な訓練、指導を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	継続	保健福祉課
5	点字図書の給付	視覚障害者に対して、点字図書を給付することにより、情報入手を容易にします。	継続	保健福祉課
6	新冠町日中一時支援事業	障害者(児)の日中における活動・訓練の場を確保し、在宅で介護をしている家族の一時的な休息を支援する日中一時支援事業を実施します。	継続	保健福祉課
7	新冠町住宅改修費給付事業	日常生活を営むのに著しく支障のある障害者等が、段差解消など住環境の改善を行う場合、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費を給付します。	継続	保健福祉課
8	新冠町相談支援事業	相談業務、サービス利用支援、関係機関との連絡調整等を行います。	継続	保健福祉課

9	児童発達支援事業	日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練を行います。	継続	保健福祉課
10	放課後等デイサービス	放課後・休日や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。	継続	保健福祉課
11	保育所等訪問支援	保育所等を利用する障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に保育所等を訪問して支援します。	継続	保健福祉課
12	補装具費の交付	身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるもので義肢、装具、車椅子等を給付又は貸与し、日常生活を支援します。	継続	保健福祉課
13	移送サービス	在宅の障害者（児）が福祉サービスや医療、療育等を受けるため、送迎を要する場合に、自宅から各施設までの送迎サービスを行います。	継続	保健福祉課
14	特別支援学級の設置	教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒に対し、適切な指導及び支援を行うため知的学級、情緒学級、言語学級等の特別支援学級を設置します。	継続	教育委員会 管理課
15	学習支援員の配置	学習支援員を小中学校へ配置し、学校生活及び学習において、支援を必要とする発達障害等の児童生徒に対し、日常生活の介助、安全確保、学習補助等の援助を行います。	継続	教育委員会 管理課
16	特別支援教育就学奨励事業	特別支援学級へ就学する特殊な事情に鑑み、就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため援助を行います。	継続	教育委員会 管理課
17	障害児通所支援事業利用者負担額助成事業	障害児通所支援事業を利用する児童に対し、その利用者負担額を全額助成します。	継続	保健福祉課



【施策の方向性】5 子どもの放課後の居場所づくり

少子化が進む中、子どもたちの遊び方も変化し、地域住民や自然と触れ合う機会は減少しています。こうした状況は、子ども自身のゆとりをなくし、仲間意識も希薄になり、人格形成に大きな影響を与えています。

本町においても、「放課後子ども教室」として、町民センターと朝日小学校の2箇所で実施し、子どもの放課後の居場所となっています。

今後においても引き続き、子どもの社会性を育むために、子どもたちが仲間や地域の人とふれあう場へ参加する機会を確保するため、気軽に利用できる施設や事業の充実及び周知を行っていきます。

基本施策1 子どもの居場所づくり

	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	放課後子ども教室	小学生を対象に、町内2か所で放課後対策として、放課後子ども教室を実施しています。地域との連携のもと、様々な体験活動を充実させます。	継続	教育委員会 社会教育課
2	児童館クラブ	児童館を利用して、「共働き世帯」など、保護者の就労支援対策として、放課後や土曜日などに児童を預かり、子ども達の安全な居場所作りを進めます。	継続	教育委員会 社会教育課



基本目標 ii 母と子の健康を守り増進する

【施策の方向性】1 子どもや母親の健康の確保

乳幼児期は、生涯にわたる生活習慣と人格の基礎を形成する最も大切な時期であり、この時期に良好な親子関係を築くことが大切です。さらに、核家族化やひとり親家庭の増加なども影響し、母親の孤立から育児不安に陥ることが懸念されます。

今後も、親子同士が交流でき、子育てについての悩みを話し合える場を更に充実して、多くの親子の参加を促進するとともに、子どもの発達段階に応じた正しい情報提供と相談体制を充実していきます。

乳幼児の健康診査については、100%の受診率を維持するとともに、既存の相談窓口の周知・利用促進を図る必要があります。特に、特別な配慮が必要な子どもについては、早期対応・早期療育に繋げるため、保健・医療機関等関係機関と連携し、適切な対応が実施できるよう支援体制を強化していきます。

基本施策1 妊娠・出産・育児に対する不安の解消

事業名	事業内容	方向性	担当課
1 母子健康手帳の交付	妊娠届出を行った妊婦に対して交付します。妊娠婦健康診査、乳幼児健康診査の結果及び予防接種の記録等を記載していき、後の保健指導等の参考とします。交付時は、保健師が面接します。	継続	保健福祉課
2 母親学級キレイ ☆ママパパる～む	妊婦及び配偶者等を対象に、妊娠・出産や育児に関する正しい知識の啓発と普及を図ります。	継続	保健福祉課
3 妊産婦・新生児訪問指導	妊娠婦の心や身体の相談、子どもの発育や育児等、保健師が家庭を訪問し相談に応じます。	継続	保健福祉課
4 低出生体重児の届出・未熟児訪問指導	未熟児の育児上重要な事項について、家庭訪問のうえ、適切な指導・助言を行います。	継続	保健福祉課
5 乳児家庭全戸訪問事業（再掲）	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握、養育についての相談を行います。	継続	保健福祉課
6 育児相談	乳幼児等の保護者を対象に、電話、来所等での相談対応を実施します。	継続	保健福祉課

基本施策2 子どもや母親の健康づくり

事業名	事業内容	方向性	担当課
1 母子健康手帳の交付（再掲）	妊娠届出を行った妊婦に対して交付します。妊産婦健康診査、乳幼児健康診査の結果及び予防接種の記録等を記載していく、後の保健指導等の参考とします。交付時は、保健師が面接します。	継続	保健福祉課
2 妊産婦健康診査	母子健康手帳交付時に、受診券を発行し、受診の勧奨をし、妊産婦や胎児の疾病等の早期発見、早期治療を目的に実施します。	継続	保健福祉課
3 妊産婦・新生児訪問指導（再掲）	妊産婦の心や身体の相談、子どもの発育や育児等、保健師が家庭を訪問し相談に応じます。	継続	保健福祉課
4 妊婦相談（歯科相談、栄養相談含む）	妊娠届出時に、保健師、管理栄養士、歯科衛生士が相談に応じます。	継続	保健福祉課
5 乳幼児健康診査	乳幼児を対象に身体測定、診察、歯科検診、栄養相談、歯科相談、発達相談等を総合的に行い、疾病等の早期発見に努め、適切な指導を行います。	継続	保健福祉課
6 幼児のむし歯予防フッ素塗布事業	健全な口腔内で永久歯の生えかわりを迎えるよう、むし歯に有効とされるフッ化物の塗布を行い、虫歯やその他の口腔疾患の予防についての指導と栄養指導を行います。	継続	保健福祉課

基本施策3 食育の推進

事業名	事業内容	方向性	担当課
1 食に関する相談・指導	妊産婦、乳幼児の保護者を対象に乳幼児の年齢に応じたバランスのとれた食事の作り方、栄養指導を行い、乳幼児期からの規則正しい食習慣づくりや楽しく食事のできる環境づくりなど、食に関する学習の推進を図っていきます。母親学級（キレイ☆ママパパる～む）、育児相談、乳幼児健康診査時に集団及び個別指導を実施します。	継続	保健福祉課
2 おやこの楽しい料理教室	食習慣が確立する重要な時期である学童期に、調理実習、講話をを行い、望ましい食習慣づくり、栄養に関する知識の習得を図ります。	継続	保健福祉課
3 離乳食教室	離乳食開始前後の乳児をもつ保護者に講話と調理、試食を通じて離乳食に関する知識の普及と保護者を含めた生活習慣病予防を目的に実施します。	継続	保健福祉課
4 ふるさと給食事業	小中学校の学校給食において、地場産品を活用したメニューを提供する「ふるさと給食事業」を実施し、自ら食について考える習慣や、食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身につけ、食育に繋げます。	継続	教育委員会 管理課

5	幼児おやつ指導	発育成長の著しい幼児期から適切な間食習慣を身につけられるよう、フッ素塗布事業時に栄養相談指導を行います。	継続	保健福祉課
---	---------	--	----	-------

【施策の方向性】2 小児医療対策の充実

核家族化などの影響により、家庭において子どもの病気に対する基礎知識が不足しがちになっているため、子どもの急な体調変化の際の相談体制の充実や、夜間・休日等における医療体制の充実が必要となっています。

基本施策1 小児医療対策の充実

	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	子ども医療費助成制度（再掲）	保険適用医療費のうち、入院時食事療養標準負担額を除く医療費の全額を助成します。（所得制限あり）	継続	保健福祉課

基本目標iii 子どもの健やかな育ちを支援するまちづくり

【施策の方向性】1 幼児期の学校教育・保育を提供する体制の確保

幼児期における教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。集団生活の中での自発的な遊びを通して「生きる力」の基礎を培うとともに、幼児期にふさわしい生活習慣の基礎や規範意識の芽生えが育まれるよう支援が必要です。

就学前児童の子どもをもつ保護者において、子育ての孤立感や子育てについての不安に対して、認定こども園が核となり、地域での子育てを支援する役割を果たしていくかなければなりません。また、幼児期の教育・保育体制の在り方の検討や多様な保育ニーズへの対応もしなければなりません。

幼児が初めて家庭を離れ、多くの時間を過ごす幼児教育・保育の場で、同年齢や異年齢の子どもとの関わり合いによる園内外の体験を通じて「協同的に遊ぶ」経験を確保し、子どもの育ちを保障していくことが重要です。そのため、幼児の自立と協同の態度を育むことを目的とし、異年齢交流や子どもの自発的な活動としての遊びや子ども同士が共通の目的をもち、協力・工夫して遊ぶ「協同する経験」等を通して、豊かな社会性を育むための取り組みを充実します。

また、社会が急激に変化するなかで、子どもが健やかに成長できるよう認定こども園が家庭・地域と連携を深め、子育てをしている親をサポートしていくことが求められます。

基本施策1 自立と協同の態度を育む幼児期の学校教育・保育の推進

	事業名	事業内容	方向性	担当課
1 ★	低年齢児保育の充実	認定こども園において1歳未満の児童に対して保育を実施します。	継続	教育委員会 管理課
2 ★	一時預かり事業 (一般型)	保護者が傷病・リフレッシュ等により、児童を家庭で監護できない場合、認定こども園内の子育て支援センターにおいて実施します。	継続	教育委員会 管理課
3 ★	一時預かり事業 (幼稚園型)	認定こども園における一時預かり事業の充実を図ります。	継続	教育委員会 管理課

【施策の方向性】2 認定こども園・幼稚園・保育所・小学校の連携

近年、集団行動ができない、授業中に座っていられない等の問題から、小学校就学前と後の接続していく部分の連携が注目されています。

子どもの豊かな人間性や生きる力の基礎を培い、発達や学びの連續性を踏まえ、認定こども園・幼稚園・保育所・小学校は幼児・児童の交流や、教師・保育士の交流により、子どもの発達にとって必要な学習の場であるとともに、互いの学び合いの場となっています。

小学校生活への円滑な接続を目指した共通の見通しが持てるよう、認定こども園・幼稚園・保育所・小学校の連携を強化し、幼児教育・保育から小学校教育へ滑らかな接続を図り、連続した育ちと学びを支援する教育体制づくりを進める必要があります。

基本施策1 認定こども園・幼稚園・保育所・小学校の連携

事業名	事業内容	方向性	担当課
1 認定こども園と小学校との連携	認定こども園から小学校における教育へ円滑に移行できるよう、連携を図る体制を構築します。	継続	教育委員会 管理課
2 こどもすぐすぐ会議	配慮が必要な子どもを早期に発見し、対象児童及び保護者への適切な支援を行うために、保健師、発達支援センター等職員が認定こども園の訪問や子どもの発達等に関する問題について事例検討を行います。また、認定こども園等から小学校における教育へ円滑に移行できるよう関係機関同士で連携を図る体制を構築します。 【対象】認定こども園、幼稚園、保育所、小学校、子育て支援センター	継続	保健福祉課

【施策の方向性】3 次代を担う子どもたちの生きる力を育む教育環境等の整備

子どもたちに基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度等の確かな学力を身につけさせるため、教育内容・方法の一層の充実を図ることが重要です。特に、自ら課題を発見し解決する力、他者と協働するためのコミュニケーション能力、物事を多様な観点から論理的に考察する力等の育成を重視することが求められます。子どもに質の高い教育を提供するとともに、様々な教育課題に適切に対応するため、実践的な指導力の向上が求められています。

幼児期からの子どもの発達や学習の連續性を重視し、学ぶ意欲や自尊感情を高める取り組みを推進するとともに、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな身体」をバランスよく育てなければなりません。

家庭教育に関する情報や学習機会の提供等を通して、家庭の教育力を高め、家庭・地域での子育てを支援し、社会全体で子どもを育てる活動を積極的に進めるとともに、子どもの人権を最大限尊重する意識の向上が求められます。親としての自覚を持ち、子どもと向き合いながら自分らしい子育てができるよう、様々な機会を通じての学習機会や相談体制を充実し、多世代の交流や家庭での教育を支援します。

家庭、学校、地域社会そして行政が一体となって、子どもを有害情報から守り、健全な育成を推進していきます。

基本施策1 学力の向上、豊かな心や健やかな身体の育成

	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	学習支援員の配置	学習支援員を、必要とする小中学校へ配置し、普通学級等において学習面での支援が必要な児童生徒への援助及び学力向上のための支援を行います。	継続	教育委員会 管理課
2	外国語指導助手の活用	小中学校に外国語指導助手（ALT）を配置し、中学校の外国語、小学校の外国語・外国語活動、認定こども園の外国語交流において活用を図ります。	継続	教育委員会 管理課
3	各種検定料助成金交付事業	小中学校の各種検定（漢字、英語）の受験に対し、検定料の半額を助成する助成金交付事業を実施し、保護者の経済的負担の軽減と小中学生の学習意欲の向上を図ります。	継続	教育委員会 管理課

基本施策2 地域ぐるみで子どもを育てる学校づくり

	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	学校運営協議会の推進	各学校に学校運営協議会を置き、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を目指します。	新規	教育委員会 管理課
2	コミュニティ・スクール推進委員会による支援の充実	コミュニティ・スクール推進委員会を設置し、認定こども園を含めた小中学校全体での知徳体の取組を推進し、学校運営協議会との連携を図り支援の充実を図ります。	新規	教育委員会 管理課

基本施策3 地域の教育力の向上

	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	青少年健全育成委員会事業	青少年の健全育成を図るために、活動をすすめています。	継続	教育委員会 社会教育課
2	子ども会育成連絡協議会事業	青少年の健全育成を図るために、遊びや体験などができる活動を支援しています。	継続	教育委員会 社会教育課

基本目標iv 子育てと仕事を両立できるまちづくり

【施策の方向性】1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

「ワーク・ライフ・バランス」の実現には、すべての人が仕事、家庭・地域生活、個人の自己啓発等の様々な活動を、自らが希望するバランスで行えることが必要です。

労働者の働き方は、正社員と非正規雇用といった「働き方の二極化」や共働き世帯が増加する一方で、依然として「男は仕事、女は家庭」といった固定的な役割分担意識が残っており、仕事と子育てや介護の両立を困難にしている状況など様々な課題があります。

すべての町民が、その個性と能力を生かして、様々な分野で活躍することは、個々の人生を豊かにすると同時に、地域社会に活力をもたらします。

仕事と生活の調和を図り、仕事も生活も充実する「ワーク・ライフ・バランス」の考え方を広く社会に浸透させ、男性も女性も仕事と生活を調和させた豊かな生活が送れるよう一層の普及啓発を行わなければなりません。また、労働者が有給休暇、育児・介護休暇等を取得しやすい職場環境づくりに向けた普及啓発も行わなければなりません。

基本施策1 広報・啓発活動の推進

	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の情報提供	ワーク・ライフ・バランスについての情報を収集し、企業や町民に情報提供します。	継続	企画課

基本施策2 男性の子育て参加の推進

	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	母親学級キレイ☆ママパパる～む（再掲）	妊娠及び配偶者等を対象に、妊娠・出産や育児に関する正しい知識の啓発と普及を図ります。	継続	保健福祉課

【施策の方向性】2 産休・育休復帰を円滑に利用できる環境の整備

近年の女性の就労率の上昇や育児休業制度の普及などにより、子育て家庭においても共働きが増えています。また、変則的な勤務に応じた保育や、急な用事や育児疲れ解消などを目的とした保育など、ニーズも多様化しており、それらに柔軟に対応した保育サービスの提供が求められています。保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行わなければなりません。

基本施策1 産休・育休復帰を円滑に利用できる環境の整備

	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	低年齢児保育の充実（再掲）	認定こども園において1歳未満の児童に対して保育を実施します。	継続	教育委員会 管理課

基本目標Ⅴ 子どもにやさしいまちづくり

【施策の方向性】1 子どもの安全の確保

子どもが安全に暮らしていくためには、親も子も安心して生活できる環境の整備が必要となります。

特に、災害時に子どもたちが自らの力で安全を確保することは極めて重要な課題であり、今後は、近年多発する自然災害に、より現実的な防災対策に取り組んでいくことが必要となっています。

災害や犯罪から生命と財産を護るために、災害対策や防犯体制を整備し、行政、地域、警察等が連携してパトロール活動や防犯講習会を行い、災害対策のための基礎知識を身につける講演等を通して安全で安心なまちづくりを推進していきます。

また、認定こども園・幼稚園・保育所・学校では、交通安全教育を充実させ、自ら身を守る意識を育てるとともに、自動車やオートバイを運転する大人の安全運転の徹底を奨励します。

基本施策1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

	施策名	施策内容	方向性	担当課
1	交通安全教育の推進	地域や団体、事業所等における交通安全思想の普及・徹底を図り、小中学校・認定こども園等での交通安全教育を推進します。	継続	市民生活課
2	通学路等の点検の実施	保護者、警察及び関係する部署により、小中学校、認定こども園等の通学路の安全点検を行い、危険箇所の改善に努めます。	継続	建設水道課 教育委員会 管理課
3	チャイルドシート等購入費の助成	道路交通法で装着が義務化されている、チャイルドシート・ジュニアシートを購入した費用の一部を助成します。	継続	市民生活課
4	チャイルドシート等の貸与	孫の帰省等で一時的にチャイルドシート・ジュニアシートが必要な場合に、無償で貸出します。	継続	市民生活課

基本施策2 子どもを犯罪の被害から守るための活動の推進

	施策名	施策内容	方向性	担当課
1	不審者情報等の提供	教育局や近隣町、地域住民等から提供を受けた不審者情報について、町内の小中学校、認定こども園、各公共施設へFAX等を用いて迅速に情報提供し、注意を促します。	継続	教育委員会 管理課

【施策の方向性】2 子育てを支援する生活環境の整備

地域において安全・安心で快適な生活を営むことは、すべての町民の願いです。

本町では、子育て世代の定住を促す住まい、まちづくりを進めています。

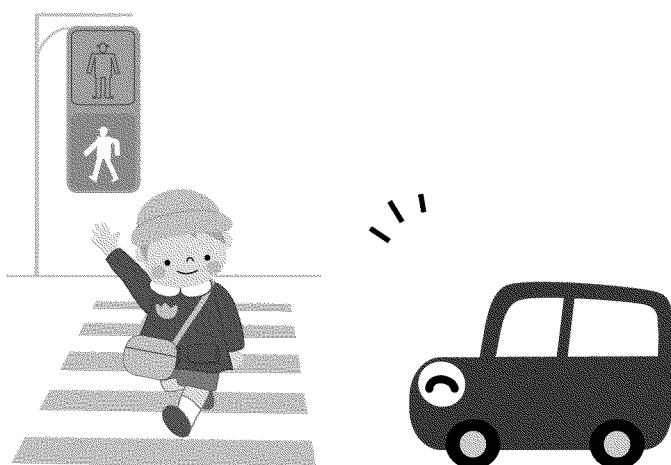
誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを目指し、すべての人々が共に支えあう社会づくりを推進します。

基本施策1 子育てを担う若い世代を中心に広くゆとりある住宅の確保

	施策名	施策内容	方向性	担当課
1	住宅取得の支援	新冠町に定住・移住し、長く住み続けてもらうために、新築住宅や中古住宅取得時に奨励金を交付します。また、中学生以下の子どもの居る世帯には、固定資産税納付額（土地、建物）相当額を交付します。（子どもの人数により交付額は変わります。）	継続	企画課

基本施策2 安全な道路交通環境の整備

	施策名	施策内容	方向性	担当課
1	歩道の整備	子どもや高齢者、障害者など、すべての歩行者の安全確保のため、段差解消等の整備を行います。	継続	建設水道課
2	街路灯の整備	夜間、安心して外出や歩行ができるよう、街路灯組合が整備する街路灯の設置に対して補助を行います。 既存の道路施設（街路灯）の整備・点検及び管理を行います。	継続	企画課 建設水道課



町民憲章

わたくしたちは、日高の秀峰、幌尻岳をのぞみ、緑ゆたかな大地と、茫洋たる太平洋にはぐくまれた新冠の町民です。

わたくしたちは、先人の開拓精神を受けつぎ、たくましく未来にむかって躍進する、住みよいまちをつくるため、この憲章を定め、実行します。

- 一 いつも、丈夫なからだをつくり、いきいきと働く町にします。
- 一 いつも、明るいあいさつをかわし、きまりを守る町にします。
- 一 いつも、たがいにはげまし合い、助け合う町にします。
- 一 いつも、すすんで学び、文化の高い町にします。
- 一 いつも、まわりを美しくし、自然を大切にする町にします。

昭和51年9月28日制定

第2期新冠町子ども・子育て支援事業計画

発行日：令和2年3月

発行者：新冠町 町民生活課 町民生活グループ

住 所：〒059-2403 北海道新冠郡新冠町字北星町3番地の2

電 話：0146-47-2112（直通）